

集事

但難形ニ掲タル事項中變換若クハ増減等有之節ハ本文ノ手續ニ准シ毎年一月卅一日限・届出ヘン(難形略ス)明治十六年九月二十日農商務卿西郷從道正誤昨日ノ紙上太政官第三十七號(別冊ノ末ニ以下次號トアルハ陸軍恩給金額表署ス)ノ誤

叙任賞勵

正七錢歐文ハ木高行

正七錢歐文ハ金澤マテノ

正七錢歐文ハ船井分局ヨリ

正七錢歐文ハ米澤マテノ

正七錢歐文ハ

ソ連任ノ人物ナリトテ其固辭スルヲモ顧ミス書ナ西太后ニ上リテ之ニ就職ノ旨ナ諭サンチ乞ヒ太ク其権威ナ重

ソスルノ様子アルヲ視レバ所謂政務監理トハ尋常一樣ノソレバ朝鮮新ニ宰相ヲ生スルノ姿ナリ朝鮮ハ隣國ヨリシ然ラバ則チ彼ノ政務トヘ朝鮮ノ政務ナ指シタルモノ歟

果シテ然ラバ之ニ監理スルトヘ朝鮮政府万機ノ政ナ總監統理スルコニシテ此任ニ當ルモノハ唯宰相アルノミナリ

サレバ政務監理トハ宰相ノ別名ニシテ支那若シ之ニ派遣任元老院議官外務大書記官兼參事院員外議官補從五位勤四等任元老院議官

外務大書記官兼外務 論者從五位勤四等 田邊 太一

ムニ達アラズ殘念ナガフモ其意ニ順通シタルナリ云ヤト申出フルアラソカ此後ノ相手ハ清廷ナリ最早朝鮮以府

ナ詰ルヲ要セス我々ハ徐ニ北京政府ニ向ヒ更口舌ノ間ニ折衝スル所アツメト欲スルナリ

雜報

○秋季皇靈祭 明後二十三日秋季皇靈祭御執行の次第を承るに同日午前八時 墓上には宮中賢麻ヘ御奉拜の上御親祭を執り行はせられ次ム 皇后宮にも同所御奉拜が右竟るの後同九時四十分より親王大臣參議各廳勅任官並に駕香間祇候の方々順次參拜午後一時より同三時迄ハ各奏任官及神宮奏任以上教導職六級以上有位華族等の方々にも參拜を仰付らるゝ由より尤賢所參拜の道筋等ハ總

トテ議定シタル條約ニハ朝鮮ハ自主ノ邦ナリト明記シ本年五月米國特派全權公使「ホート」氏ガ其批准ヲ交換シタル

ト條約ナ結ヒタルモノハ日本ト米國ト支那ト三ヶ國ニシテ支那ガ朝鮮ノ爲ニ政務監理ナ命シテ之ニ韓廷ニ派遣スルノ權アレバ日本モ亦國様ノ權ナ有シ米國亦同様ニシテ朝鮮ノ政府ニ向ヒ自國ノ一官吏ナ以テ其宰相ニ任セントテ促ス可シ斯ノ如キハ則チ一國ノ政府ニ他國ノ三宰相ナ入レテ政ナ任スルモノニ異ナラズ人間世界ノ政治上ニ行ハル可キ事柄ニ非ス或ハ支那ノ自大妄慢ナル貨今日ニ至ルマデモ朝鮮爲中國所屬之邦ノ殘夢ヲ貪リ之ニ世界ノ公評ニ明ニスル能ハザルモ驕ニ獨リ朝鮮國ニ向テノミ其

驕傲ナ逞ウシテ朝鮮モ亦枉ケテ之ニ服従シ支那ノ脅迫ハ之ヲ拒ムニ由ナシト雖ニ日本ト米國ト與ニ支那同様ノ事ナ行ハントスルガ如キハ敢テ之ニ辞セントスルノ意ナル

○守島公使 米國華盛頓府駐在守島全權公使ニハ駕鷗書記生を伴ひ十月十一日桑港發の郵船に乗組み歸朝する旨芝三田の旅館へ着されたり

○アルベルト殿 下曾て野州日光山遊覽と玄て赴かれ玄

前六時上野發の漁車にて上州伊香保温泉より起きたり或は云々同議令閑の里方ある新田家が此頃華族も列せられたるに付途次回家より寄り家産を取継むるあらんとの解あり

○新任議官年俸 本日の叙任欄内ある如く一昨日元老院議官に任せられたる井田宮本田邊諸氏の年俸は四千圓

(井田三千五百圓(宮本三千圓(田邊)宛下賀セラル)仰渡されたり

○參議議行 伊藤忠議ダ福島縣下巡査井ふ隨行の事ハ前

號の紙上に記載せしが尙父奈良原義商務大書記官及太政

官屬官一名農商務省属官一名も隨行を命ぜよれ愈昨廿日午前八時上野停車場發の漁車より出發しより

○疏水掛長 農商務大書記官奈良原繁若ハ昨日福島縣下

へ出發したるに付同轄少書記官南都則敷君は疏水掛長の事務を代理する由

十七日、横村通対使を隨行せし四山元老院議員書記官去る十八日、大藏省税稅局出張所農商務省用掛は去る十八日何れも福島セリ

○トヨスター氏 農商務省所轄局場農業試験場選入試

山縣有朋

心得言相

正相成候就

難形略ス)

李氏ガ苦心ノア故ノ政務監理タル其人ナ吟味シ陳氏コ

此相應連

十二月二十日